

第七回国会 電氣通信委員會會議録 第四号

昭和二十五年二月二日(木曜日)

午後一時三十分開議

出席委員

委員長 辻 寛一君

理事 飯塚 定輔君 理事 高橋 三郎君

理事 中村 純一君 理事 橋本 登三郎君

理事 松本 善壽君 理事 江崎 一治君

理事 浅香 忠雄君 理事 庄司 一郎君

理事 中馬 辰猪君 理事 降旗 徳弥君

今井 耕君

出席政府委員

電氣通信 尾形六郎兵衛君

電波監理長官 網島 毅君

(電波庁法規 野村 義男君

經濟部長)電 氣通信事務官

委員外の出席者 専門員 吉田 弘甫君

一月三十日

放送法案の一部修正に関する請願

(廣川弘毅君紹介)(第四五八号)

歌垣郵便局に電信電話事務開始促進

の請願(浅香忠雄君紹介)(第四九一

号)

旭川、釧路間無装荷電話ケーブル敷

設の請願(伊藤郷一君紹介)(第四九

五号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

電波法案(内閣提出第五号)

放送法案(内閣提出第六号)

電波監理委員會設置法案(内閣提出

第七号)

○辻委員長 これより會議を開きま

す。

前會に引続き電波法案、放送法案及
び電波監理委員會設置法案を一括議題
とし、質疑を続行いたします。通告順
によつてこれを許します。中村純一
君。

○中村(純)委員 放送法案並びに關連
する二法案につきましては、各方面か
らの種々の意見が出ておられますし、
またわれ／＼から見ましても、いろい
ろとお尋ねをしなければならぬ問題
が非常に多いのであります。従いまし
て質疑を一度で済ませるわけにも行か
ないのであります。まず第一にお尋
ねいたしましたことは、今回の三法
案の成立に伴ひまして、民間施設放送
が生れ出ることになるわけでございます
ますが、今日日本放送協會は、わが
國における唯一の放送事業者として、
多年の歴史を持ち、また現在すでに相
当の放送網と放送施設を持つておるの
であります。今後民間放送が出現
をいたします場合に、やはり
日本放送協會は実質的に、また本法に
おいて予定いたしましたおきまするごと
く、公共的な放送を行うという意味か
ら申しましても、わが國における放送
事業の中核となるものと考へるので
あります。この日本放送協會が今後に
おいて、いかなる施設の拡充を予定い
たしておるか、またそのことを伺う意
味は、日本放送協會自体の問題とし
て、いかなる計画を持つておるかとい
うことと同時に、これから生れようと
する民間放送との關連において、日本
放送協會の現有の施設、それから将来

の拡充を予定しておるもの、これと、
これから生れようとする民間放送との
關連の意味においても、お尋ねをいた
したいのであります。と申しますこと
とは、もう少し具体的に申しますと、
と、せつかくこの法律をもつて民間放
送が認められても、事実上日本放送協
會の計画との關連において、新しい放
送事業が生れて行く余地がある
かないか、こういう意味においてた
だいまお尋ねいたしましたことを、ひと
つ具体的ににお答えを願いたいと思つて
あります。

○網島政府委員 お答えいたします。

最初に御質問に相なりました日本放送
協會は、今後の施設拡充あるいは協會
の計画として、どういふ案を持つてお
るかというお尋ねでございます。それ
につきましては、放送協會におきまし
ては、法案の中にもございましてよう
に、全國どこでも放送が聞えるという
使命を持つておりますから、できるだ
け広く日本各地において、どこでもこ
の放送協會の放送が聞えるようにとい
うことで、鋭意努力しております。現
在東京の五十キロワット放送を初めと
いたしまして、大小とりまぜまして、
約百局近い放送局を全國に持つておる
のであります。何分にも日本は山
岳地帯が多いのでございまして、この
山岳地帯に對しましては、不幸にも現
在放送に使われておるところの波調の
電波が、非常に能率が悪いということ
でございまして、現在の放送局をもつ
ては、まだ十分にカバーするという

ところまで行つておりません。従いま
してこの目的を達成するために、昭和
二十三年からいわゆる放送施設五箇年
計画というものを立てて、鋭意その目
的遂行に努力しておるのであります。
が、その内容のおもなものを申し上げ
ますと、まず大阪、福岡に五十キロ
のないし百キロワットの放送局をつ
くる。現在の十キロのものをごまかす
電力を増すという計画を持つておりま
す。そのほか北海道の名寄であります
とか、あるいは中部の伊那地方の電波
の非常に聞きにくいところでありま
すとか、あるいは東北地方であります
とか、こういう方面の電波の伝播状況の
悪いところに、おの／＼小さな五十ワ
ットあるいは百ワットの放送局を設
置する、あるいは盛岡を十キロに増力し
て、附近の弱いところを開えるように
する、そういう計画を持つております
と同時に、第二放送網を整備いたしま
して、第一放送網によつてまかないき
れないところの放送プログラム、すな
わちローカルの放送、あるいは社会
教育的な放送を実施するというもので
進んでおるのであります。もしこの詳
細の計画が御入用でしたら、別途プリ
ントいたしまして差上げたいと存じて
おります。

これにつきまして次に起る御質問と
いたしまして、民間放送との關連はど
うであるかということでございます。
が、私どもは日本放送協會の放送局の
目的と民間放送局の施設目的との間
に、若干の相違を考へておるのであり
ます。と申しますのは、法案にもござ
いますように、日本放送協會はとにかく
全國的に、どこでもこの電波が聞え
るという使命を持つておりますから
して、できるだけ大きな電力のものを
置く。あるいはそれが不経済の場合に
は、各地に中継放送所というやうなも
のを置いて、カバーして行くというふ
うに考へるのであります。民間放送局
は大体において、都市あるいはその附
近の町村というものを対象にして行わ
れるであらうということを予想してお
ります。この意味合いからいたしまし
て、民間放送に對しましては、そう大
きな電力は必要ないというふうに考へ
ます。また民間放送の施設者とい
たしまして、経済的理由からいたしま
して、そう大きな電力のものを要求し
ないであらうということを考へておる
のであります。現に民間放送の設置規
模といたしまして、すでに三十數個の
出願がございまして、これらはいずれ
も最大十キロワットどまりでございま
して、小さなものは五百ワットとい
うものもございまして、こういう民間放送
の目的からいたしまして、その電波の
サービス・エリアと申しますか、良
聴区域を都市及びその附近に限定いた
しますならば、適当にこれを配置す
ることによつて、同じ波長を各自でも
つて相互の妨害なしに割當できるとい
うふうに考へております。現にこうい
うやり方はアメリカにおいて行われて
おりまして、相當成功を収めておるの
であります。わが國におきましても

こういふやり方を採用することによつて、そう大して波長を使わずに、相当数の民間放送というものが考えられると存じております。もちろんこの民間放送の許可に對しましては、電波監理委員会が設置されたあかつきにおきまして、その電波監理委員会においていろいろ検討されることと思うのであります。が、そういう政策を一応除外いたしまして、技術的にのみこれを検討いたしますならば、現在の放送協会及び将来の放送協会の計画を一応考慮に入れまして、三十程度の民間放送というときには、可能であらうというふうに考えております。この民間放送の数は、普及してあるところの受信機の性能に非常に支配されるのでありまして、わが國の一般の受信機は、残念ながら非常におそまつでございます。世界中わが國ほど簡単な受信機の普及してあるところは、類例がないと思うのであります。が、そういう受信機が普及してありまするために、放送局に使ひ得るところの波長が相当制限されておるのであります。漸次この受信機が選択度の良好な受信機に置きかえられる、あるいは現在の受信機の改造によりまして、選択度が増すということになつて参りますと、この数字はさらに増大して参るのであります。

とところで今申し上げました数字は、全国的にこの民間放送が配置されるといふことを考えたときの数字でございます。まして、実際問題といたしまして、民間放送は何といつても人口の大きな都市に集まることと考えられるのであります。現にすでに出版されておるところのものを見ましても、東京が一番出

願が多いのでありまして、その次に大阪、名古屋というふうな順になつております。こうなつて参りますと、一つの都市において現在の受信機が分離して聞き得るところの能力には、一定の数があるのでございまして、放送局が技術的に理想的に配置されるといたしましても、せいふく五つない六つということになります。現在東京、大阪等には、それ／＼日本放送協会の第一、第二放送がございますが、さらに占領軍の放送もございます。そういたしますと一つの都市において割込み得る余地はあと二つ、技術的にいへばくふうしてやつても三つ程度というぐどになるのでありまして、アメリカのどとく一つの都市に十幾つも放送局があると云う状態から見ますれば、非常に数が少いということになります。しかしながら私どもといたしまして、民間放送が経済的に成立つためには、そう一つの都市に四つも五つも集中するということでは、お互いに共倒れと申しますか、成立が非常に困難になるといふことも、現在の日本の経済状態としては考えられますし、また将来日本の経済状態が漸次よくなつて参りますならば、それと同時に一般の受信機の性能も向上することによりまして、さらに民間放送の数も増加し得るのではないかというふうに考えておる次第であります。放送協会の施設があるからして民間放送は成立しない、あるいは民間放送ができることによつて日本放送協会の施設が非常に圧迫されるというふうには考えておらないのであります。

○中村(純)委員　ただいまの御答弁によりまして、放送協会が今後持つてお

る計画の内容につきまして、概略を知をいたしたのであります。これは、現有の施設につきましては詳細なる資料をいただいておりますのであります。が、今後の計画につきまして、おもな事柄だけでよろしいのでありますから、資料としてひとついただきたいのでございまして。なおそのことは、この中の法案において三十億の債券を発行できるといふことを予定いたしておりますが、それとの関連においてあります。討を要する問題でありますがゆえに、私どものお尋ねしたい見地に沿うような資料をいただきた。それから民間放送がどれくらい技術的に認め得るかということにつきまして、ただいまの御答弁によりまして大体のことを了承できたのでございますが、これにつきましても、今日まだ正式の出願ではないかと思ひますが、予想せられませんが民間放送の出願が、どういふ内容のものか、ただだけあるか、この資料もいただきたのであります。ただいまお話をいたしますと、全国的に設置場所を考えないで見ると、約三十くらいのものが認め得るというのであるけれども、地理的な条件を考えると、そうでは行かぬというお話であつた。それにつきましても、結局この民間放送をどこにどういふものを認めるかということとは、その他の条件もありましょうけれども、一般論としましては基本になるものは、波長の割当の問題、またパワーの問題であると思うのであります。現在わが国において中波放送のために、どれだけの波長を使用し得るか、またこれを現在NHKがいかに使つておるか、その計算からして、民間放送にどれだけの数の波長をわち得

るかどういふことを数字的に明らかにしていただくのであります。それから今お話の中にもちよつとありましたが、出願を予想せられておる民間放送の計画としては、小は五百ワットから大は十キロの計画であるように承知しているのであります。私が、私どもの考えるところでは、ただいまお話のごとく、民間放送が大都会に集中することから考えまして、また現在の受信機の状態から考えて、どうしても十キロ程度のものは認めてやる必要があると思うのであります。これは今後電波監理委員会ができてから後の問題にはなるわけであります。その辺に對します御見解を承ることができれば仕合せであります。

なおただいまお話のありました受信機の問題であります。今日わが国の受信機が一般的に、一般国民の使用いたしておりますものは、ごくブリミティブなものであります。性能の悪いものであります。これは日本の文化の点から考えましても、もう少し性能のいいものが普及される必要が私はあると思います。少くともスーパー程度のものが普及される必要がある。ことに民間放送が認められることになりましたら、まず／＼その必要が起きて来るのであります。一面におきまして、それは価格問題になる。しかしながらこれは政府としても、受信機の性能の改善については、相当の関心を持つてやつていただく必要があると思うのであります。その辺に對する御見解、並びに何か具体的の方策を考えておられるならば、それをあわせて承りたい。

○網島政府委員 先ほどいろいろお話ございました資料の点につきまして

は、さつそくとりそなへまして、提出したすこにいたしました。

次に十キロワット程度の電力のものが、民間放送にも必要ではないかといふ御意見でございますが、最後の決定は電波監理委員会がいたすとしたまはして、現在の私どもの立場から考へまして、場所により、また条件によつては、その程度のものは必要と存じております。ことに非常に地域の広い大きな都市におきましては、この程度の電力がなければ十分にはカバーできないといふふうに考へておりますが、この場合でできるだけほかとの混信を避ける意味合いからいたしまして、目的の地域の中に電波を集中するため、指南性空中線というようなものを使う。あるいは晝間は十キロワットといたしましても、夜間は放送電波が非常に伝播しやすくなりますから、夜間遠くへ行つてはかを妨害することを防ぐために、夜間は晝と同じような地域をカバーするに足る程度まで、電力を下げるというような方法をとることによつて、民間放送の目的を達成するのが適当ではないかと考へておる次第であります。

次に受信機の性能向上に関する御質問でございますが、私どもはまつたくただいまの御意見に賛成でございます。できるだけ早い機会に日本の受信機の性能を向上させるということが、ただ単に日本国内における放送文化を向上させるために大事なばかりでなく、日本の受信機を今後海外に輸出するといふ見地から考へましても、ぜひ必要なことと考へておるのであります。

ところでこれに対する方策でございますが、今日から約三年ばかり前に、

一度日本における受信機の業者と相諍いたしまして、できるだけ多くスパー級の、いわゆる選度のいい受信機をつくることを懸念いたしまして、製作者側もこれに呼応して大いに努力いたしたのであります。残念ながら日本一般国民の経済力は、これを受入れるに達しませんが、安い受信機なら売れるけれども、性能のいい受信機はみんなストックになつてしまつたという状態でございまして。これは現在の我が国の経済力から言ひまして、むりな私どももいたしましては、これらの問題は、日本の一般国民の経済力の向上とともに、逐次解決して行きたいというふうな考へてはいますが、しかしながらできるだけ何らかの方法によつて、早くこの問題を解決できないものかどうかというのを検討いたしまして、現在の受信機に多少の改良を加へることによつて、附加物を加へ、中の回路を若干かへることによつて、選度を増して行くという方法を考へております。これらの方法を国民に強制することはもちろんできないのであります。受信機のメーカーあるいはラジオ修理業者の組合と話し合ひをいたしまして、逐次国民全般にこういう受信機の改良を勧奨して行く、推奨して行くという方向で現在進めておる次第であります。

○中村(純)委員 法律の個々の條文につきましては、いずれまた後日の機会にお尋ねをいたすことといたしたいのであります。この全体的な考え方の方の問題として、一、二お尋ねをいたしたいことがあるのであります。それはまずこの放送協会に関することとありますが、今日の放送協会は申すまでもなく社団法人で成立をいたしておるものであります。従ひまして今日放送協会が持つておりますところの全部の資産とつておきまして、これは民間の資金が集まつてきたものであります。それをこの法律によりまして、新しき日本放送協会にそのまま引継ぐことになるのであります。引継がれたとたんに、この法律をもつて新しい日本放送協会に対する種々の監督規定が設けられるのであります。その行き方、たとえば受信料は法律で定めるとか、あるいは予算、決算、事業計画等を国会の承認を受けるとか、また会計検査院の検査を受けるか、また会

とてありますが、今日の放送協会は申すまでもなく社団法人で成立をいたしておるものであります。従ひまして今日放送協会が持つておりますところの全部の資産とつておきまして、これは民間の資金が集まつてきたものであります。それをこの法律によりまして、新しき日本放送協会にそのまま引継ぐことになるのであります。引継がれたとたんに、この法律をもつて新しい日本放送協会に対する種々の監督規定が設けられるのであります。その行き方、たとえば受信料は法律で定めるとか、あるいは予算、決算、事業計画等を国会の承認を受けるとか、また会計検査院の検査を受けるか、また会

ましてお考えを承りたい。次には民間放送に関するものであります。なるほど日本放送協会の放送は、歴史的に考へましても、また今後の状態から予測いたしまして、これがいわゆる公共の性格を持つた、国民放送とでも申しましようか、そういう立場において全國民に聴取せしむることを建前として行くことはむろんであります。一面民間放送が生れて参りました場合に、民間放送は、この法案をもつて予想いたしております事柄は、純然たる営利事業として予測をいたしておるのであります。従ひましてその収入等も、広告収入をもつてまかなうことを予想されておるのであります。言いかえましますと、民間放送はまあやれるならやつてみる、育つものならやつてみるという、手放しのような状況になつておるのであります。しかしながらいかにこれが営利事業であり、また広告収入をもつてまかなうものでありましても、放送の電波を出してこれが相当数の國民に訴へる機能を持つております以上は、やはり一つの、ある意味においての公共性を持ちますか、そういうものを持たざるを得ぬのではないかと申すのであります。この法案に現れておりますところにおきましては、この民間放送に対して何ら特別な助成的な考慮というものは拂われていないようでありまして、またこの建前をもつて申すれば、法律的にはいろいろ困難もあるかと思ひますが、考へ方問題といたしましては、やはり民間放送もわが国の放送文化の一翼をになうものでありますから、その見地から、指導といつては語弊があるかわかりませんが、育成して行くことは、政府の政策としてもこれは十分考へて行かなければならぬ問題であると思ひます。これらの点につきましても何かお考えがあれば承つておきたい。

○網島政府委員 第一の御質問は、放送協会に対する監督の問題の御質問でございまして、この法案におきまして新しくできる日本放送協会の監督が、非常に多岐であるという御意見に対して、私どもも率直に申し上げて、そういうふうな感ずるのであります。これによつて放送協会の仕事若干やりにくくなるといふことも、私ども率直に認めております。ところでそういうことを考へておきながら、なぜこのような法案を作成するに至つたかということについて申し上げますれば、この法案にもございしますように、今後わが國におきましますところの一般放送の受信をすることのできる受信機を設置した國民は、何人にかかわらず全部この放送協会と契約を結んで、聴取料を放送協会に納めなければならぬことになつておるのであります。これは今後民間放送が出て参りましたときに、放送協会の事業を継続する。しかもこの放送協会がもうかるともうからないとにかかわらず、全国的に電波を出さなければならぬという使命を負わされた放送協会といたしまして、この聴取料の徴収ができない場合には、協会の事業は成立つて行かないことは明らかでありまして、従つてぜひともこういう聴取料を強制的に徴収するといふことが必要になつて参るのであります。ところでこれを立場をかへまして、國民の側から見ますときに、かりに日本放送協会の放送を聞かず、もつぱら

民間放送だけを聞いている場合でも、この聴取料を納めねばならぬのであります。いわばこれは放送の受信機を持つてゐるというこのための、一種の税金みたいなものではないかという意見も出て参るのであります。従ひまして聴取料の価格並びに聴取料の使い方といふものにつきましては、最も慎重を必要とすると思つたのであります。ここにおいて聴取料をこの法案におきまして法律でもつて定める。すなわち国会におきましてこの聴取料の妥当性を十分審議していただきまして、そこで定めるといふこと、並びにかくしてきめられた聴取料が妥當に使われるかどうかといふことを、單なる行政一つとしてだけではなしに、最終的に國民の代表機關でありますところの國會の承認を得て、これを行うといふことにはいたした次第であります。またこの協会の收支その他の使ひ方につきましましては、会計検査院が、はたして國會の承認通りに使われておるかどうかなこととを調べるという、煩雜なことを規定しておるのであります。これに関しまして、これらのことは各方面に分散せずに、監理委員会一本でやつたらどうかという御意見もしばしば聞かれました。これに對しましては私どもは、これらの相当大なる権限を監理委員会一本に集約いたしますときに、そこに實際の平常からの業務の監督の立場をとつてゐる委員会の方を見ると一緒であります。ならば、おのずから自分のしたことを自分で跡始末するといふような関係にもなりまして、國民一般から見まして、場合によつては疑惑の目をもつて見られ

るといふこともなきにしもあらずと考
えまして、立場の異なる二つの面
においてこれを見て行くことを考
えたのであります。これはちやうど
の財政において、これを予算に従つて
使用するところの側と、またその使用
が妥当であつたかどうかを見る会計
査院と、別な立場においてやつて行
く。それによつて国民の負担にいた
るという考え方と、また同じ考え
方を採用した次第であります。従いま
してこれらの方法をとることによつ
て、協会に対する監督、あるいは協
会の事業が若干なりになるというこ
とは、私どもも認めるのであります
が、それらをカバーしてなお余りあ
るのではないかと考えておる次第で
あります。

次に民間放送に対する助成の問題で
ございまして、率直に申し上げま
して、私どもは今後の我が国の放送文化
の向上のために、民間放送が開始され
た方がよいというところは考えておるの
であります。わが国におけるところ
の民間放送が、将来どういふ形で発達
して行くかというところにつきまして
は、いろいろ意見がございまして、そ
の見通しというものはなかなか困難な
のであります。しかしながら、にもか
くにも民間放送というものは、可能な
範囲においてできるだけ政府の監督と
申しますか、政府の行政措置からは
しまして、自由闊達にこれを伸ばして
やるということが、一番大切じやない
かというふうに考えておるのでありま
す。ところでこの民間放送を助成する
ために、いろいろ方法が考えられる
と思うのであります。最も簡単な方
法は、補助金を出す、あるいは一般の

聴取料の一部をこれにわけてやるとい
うこととございしますが、こういうよ
うな政府の補助というものを採用いた
しますならば、それに伴つて必然的
に若干の監督という問題が生れて来
ざるを得ないものであります。私ども
としてはできるだけこういう政府
の監督という面をはずし、そうして自
由に伸ばしてやるという点から、これ
に対する助成をいたしまして特別に考
えてはおらないのであります。将来
来この民間放送が出て参りました、そ
の方向がだんだん明らかになつた後
においては、あるいはそういうことも必
要な場合が生ずるかもしれないと考
えております。そういう場合には法
律を改正することがよく、あらため
て国会において十分審議していただき
まして、やるべきではないかという
うに考えております。なおこの民間放
送に対する一つの助成と申します
か、そう大きな効果はもたらさかど
うかわかりませんが、その一つと
いたしまして、民間放送の広告には
告税を免除する。これは現在の新聞
その他の広告と同じように、広告税を
除するということ、この法案に織り
込まれております。なお日本放送協
会に広告を禁止して、広告は民間放
送だけに許されているというところは、
これは直接ではございせんが、間接
的には相当民間放送に対する助成策
ではないかと考えておる次第でござい
ます。

○中村(純)委員 ただいまの御答弁
で、まだ満足しない点もございま
す。また他に伺いたい点もございま
す。一応本日はそれを留保いたしまし
て、質疑を終ります。

○辻委員 橋本君。
○橋本(警)委員 実は大正の御出席を
待つて御質問申し上げたいのであり
ますが、とりあえず明日大臣から御答
えを聞くといいたしまして、お聞き
願ひたいのであります。

最近の新聞の記事に掲載されたので
ありますけれども、行政改革審議会
の小委員会において、行政機構の簡
化の問題が結論に達したということが
報道されております。また内閣にあ
る電信電話事業の復興審議会の小委
員会においても、本委員会に關連した
ような事項である電氣通信事業の事
業体をどうすべきかということが諮問に
付せられて、その小委員会においても
公共企業体に移すべきである、こうい
うな結論に到達したということを開
いておるのであります。結局この両委
員会とも結論は同一でありますけれど
も、その理由とするとところは異なる
相違があると思ひます。が、共通の
な観点から言へば、大体次のような理
由が根本の理由であらうと思ひので
あります。

一つは、国家公務員法の施行によつ
て、官営の現業事業を行う従業員にと
つても、いろいろな拘束が生れて来て
おつて、その間に官業事務としては相
当に困難なことが伴つて来ておる、こ
れが一つ。
第二には、電信電話の急速なる復興
を実施するといふことが、産業の振興
の上においても最も重要であるといふ
ことから、これに關する他の委員会に
おいては、少くとも四百万個の電話が
必要である。従つて現在百万個であ
るから、三百萬個不足しておる、こう
いふ結論が出ておるものであります。

並びにこういうことがもし当局にお
いても考えられ、世論においても一
問題として取上げられておりましたら
ば、この問題を、法規が許すのであ
りますれば、あるいは非公式でもつけ
ておられますけれども、何らかの形
で本委員会に取上げられることを、当局
においては考慮があるかどうか。こう
いう点を大臣に御聞きしたいのであ
ります。明日大臣御出席の上で御答
えを願ひたいと思ひます。

ども、ただ私はもし公共的な国の仕事をしておつたこうした社団法人式な団体が、法律一本によつてその財産が一種の公共企業体として取上げられる形になるとしますと、新聞のようなものも、営業税を免除せられ、あるいは広告税を免除せられて、一種の公共的なことを目的とする営業体であります。が、こういうものまでもこのような法律的手段によつて、政府に統制せられる危険がないとは言えないと思ひます。もちろん放送協会のごときは単一の機関でありますから、その点は簡単に移行できるものでありますけれども、新聞社のごときはそう簡単にこれを移行することはできないのであります。が、社会公共のために存在するものは、こういうような法律によつていつ何ときでも取上げられるというような危険を及ぼすことは、これは重大な問題であると思ふ。しかもこの放送法案の中において、先ほど来電波庁長官は、聞くに聞かざるを問はず聴取料をとられる、こういうふうな御説明がありました。もちろん実際のところにはそういう形において聴取料はとられるけれども、法文の上においては、聴取する契約を締結した者から徴収する。つまり受信料という言葉を使つておられる。であるから、この点から言いますならば、まったく純民法的手段によつて、民間契約として成立つておられるべきではない。このように民法的な規定を適用しておられるが、現在新聞社が新聞を發行し、これを購読せしめることも、もちろんこれは契約行為である。そこで現在の社会情勢、政治情勢から考へて、新聞社に対してそういう

ような強力な手段が行われることは、われ／＼も考へておきませうけれども、しかしこの法案の根本論から考へるならば、そういう危険も内在しておることは言うまでもないところである。従つて私は、この放送法案なるものが、こういう形において公共体に移すことについての反対意見ではないのでありますけれども、この点についてまず政府の明らかなる方針をお伺ひしたい。

第二には、先ほど申し上げましたように放送協会の今日の事態は、政府の育成あるいは補助によつて、今日の機構に拡大せられたのではなくして、まったく放送協会社団法人の努力によつて、今日のごとき機構を拡充したのであります。であるから、従来行われておつたことがもし當利の傾向があり、あるいは公共福祉の觀念にもとるところがあるものであるならば別ですけれども、従来の経営の上においてそれらにもとるところがないならば、何を苦んで国会に対して一種の負担をかけるごとき、いわゆる国会の干渉権といふものを法律によつて規定するか、この点についてわれ／＼としてうてい認めたい。こういうことが行われることになると、いわゆる民主化という名によつて、国会に多くの負担をかけるのみならず、その責任を国会に押しつける法案である。今日はこちらの従来国会と違つて、いろいろの権限が與えられておりますけれども、こうしたこまかい問題に關してまで国会に責任を負わせるという考へ方は、これは民主化の名に隠れたる責任の回避であるというように考へざるを得ないのであります。またこの問題に關連

して、料金は三十五圓と法律によつて規定するといふことが法案に出ておりますけれども、従来は鉄道及び電信、電話の料金にしても、法律によつて規定しておらなかつた。ただ戦時中における特殊の態勢、並びにその後の物価騰貴にかんがみて、政府の低物価政策という手段によつて、こうした賃金がきめられたのであつて、もちろん名目としては国民の間からとるべきものであるからして、国会の承認を求めることが妥當であるという形式論が行われておりますけれども、實際上の必要から言へば、戦時態勢と物価騰貴に對する政府の低賃金政策の現われであります。しかし今後物価の高騰といふものは、少くとも現在の情勢から見ればあまり考へられない。逆に言えば、今後は物価は相當に下落を告げるのではないかと考へられておる。しかるにこのように傾向を持つたつたものにかかわらず、年一回、もしくは臨時議會を開いても年二回程度しか開かれぬ国会において、料金を法律によつて決定するといふことは、逆に高い料金を国民一般に課せしめる結果を招来するものであります。それであるからして、先ほどの説明では税金の性格を持つたから、国会にこうしたものをかける必要があるというお話でありましたけれども、私は税金の性格を持つておるとは考へられない。これは契約による民法的手段である。それであるからして、少くとも文化の機関であるこうしたものに對しては、できるだけ経済面においても、あるいは経営面においても、自主性を保たせるためには、法律上のそうした拘束はできるだけ制限したい。そして公共企業体としての独自の

立場からして、できるだけ自由なる活動を求めることが、やはり文化國家として必要である。こう考へるのであります。以上この点についての當局の明快なる御判断と御答へを願ひたいのであります。

○網島政府委員 ただいまの御質問の中には、非常に大きな問題もございまして、あるは大臣から御答へ願つた方がいかにと存するのでございまして、ただいま政務次官あるいは私からというお話でございまして、政務次官も私にというお話でございまして、この根本問題につきましては、もし後に大臣の御答へがございまして、私の答への間違つておるところがございまして、大臣の御答へで御了承を願ひたいと思ひます。

現在のおが國のように人権が尊重され、また私有財産が保護されておる國におきまして、個人の財産が法律によつてむやみに國家に取上げられるといふことは考へられないのであります。従つて先ほどいろいろ御引用になりました新聞社といふような場合には、私どもはそういうことは予想しておらないのでございまして、この日本放送協会の場合におきましては、これは公益法人でございまして、公益のために營利を目的としないので、日本の放送事業をやることになつておるのでございまして、この点一般の民間の会社その他と非常に性格が違つておると存じます。またこの日本放送協会が現在の無線電信法の第二條第六号によりまして許可されます場合に、これに相当條件がついておるのであります。と申しまして、御承知のように無線電信法は

第一條におきまして、「無線電信及無線電話ハ政府之ヲ管掌ス」ということになつておるのでございまして、わづかに第二條においてその例外が認められておるのでございまして、従ひましてこの日本放送協会が全國にわたつて放送事業を営む、日本放送協会のみがこれをやるということは、當時の政府の行政措置として、公益上これが必要であるからといふことで、いわば政府の特許のやうな形でこの事業が認められておるのであります。その施設の許可命令書の中にも、通信大臣が公益上必要と認めたときはこの許可を取消することができるといふことがあるのでございまして。それは特にこの放送事業といふものの公共性、及び日本放送協会が独占的にこれをやつておるといふことの点から來たものであります。この点は今日においてもかわりないと思ひます。

ところで私どもは現在の日本放送協会が、その事業經營の過程において、遺憾の点があつたといふことは考へておりません。その非常に熱心なる經營によりまして、とにもかくにも二世帯に、約八百四十萬の聴取者が日本にできて、あまねく日本國民がこの放送文化の恩恵に浴するといふやうになつた。この日本放送協会の功績につきましては、多大の敬意を表するものでございまして、最近新しい憲法下におきまして、独占禁止法あるいは集中排斥法といふような法律もございまして、日本放送協会がたゞ單なる政府の行政措置によつて、その独占事業を営むといふことにつきましては、幾多の疑問が出て參つたのであります。従ひまして、この單なる公益法人という形で

つて、日本全国にわたる膨大な施設を
持ち、その膨大な組織を通じて事業
を遂行するということにつきまして
は、何らかの法律的な措置が必要であ
るといふことを痛感しておつたのであ
ります。たゞ、他方におきまして、
民間放送の必要であるということが非
常に叫ばれるのでありまして、現在に
おきましてはこれは国民の世論である
と申してもさしつかえないのではな
いかといふふうに私もは考へるので
あります。この民間放送が出て参
りまして、どしどし放送を始めた場合
に、はたして現在の形そのままにおい
て、日本放送協会のその組織を守り得
るかどうかといふことにつきまして、
幾多の疑念がありますが、一つは聴取
料の問題であります。新しい電波法案
におきましては、受信機の許可という
ことはやめることにいたしました。こ
れは言論の自由が確保され、また検閲
ができないようになったが国におき
まして、單なる一つの聴取受信機を設
置するにも、一々国の許可を必要とす
るのではないかといふようなことに對
しまして、私もその理由を認め得
ないものであります。この受信機の許
可といふことをはずしたのでありま
す。そうなつて参りますと、一方にお
いて無料の放送ができて来るというこ
とになると、日本放送協会がここに何
らかの法律的な根拠がなければ、その聴
取料の徴収を継続して行くといふこと
が、おそらく不可能になるだらうとい
ふことは予想されるのでありまして、
ここに先ほどお話ししましたよう
に、強制的に国民と日本放送協会の間
に、聴取契約を結ばなければならぬ
といふ條項が必要になつて来る。言い

かえするならば、強制的に日本放
送協会は、聴取料をとり得るのだとい
ふ意味の規定が必要になつて参つた次
第であります。そうなつて参ります
と、先ほど申し上げたこの非常に大き
な事業を独占的にやるというような法
的根拠、あるいは今の強制的に聴取料
をとる権限といふことを考えますなら
ば、ここにはつきりした法律上の権限
を持つた特殊な形が必要になつて来る
のでありまして、民法の規定に従うと
ころの公益法人では、これは不可能で
あるといふ結論に到達したのでありま
す。ところで協会の定款にもあります
ように、その財産は、約六千人の初め
の会員が出資したところの会費は別と
いたしまして、その他の聴取料でもつ
てふえて参りましたところの財産は、
これは会員に返すといふことはできな
いのでありまして、これは何らかの他
の同じような事業を営む者、あるいは
その他別に定むるところによつて、こ
の財産を繼承しなければならぬこと
になります。従ひましてここに同じよ
うな目的を持ち、しかも法律によりま
してさらに性格がはつきりいたしまし
て、公共的な色彩を持つたところの放
送協会ができるということになります
れば、これにその財産を引継ぐといふ
ことは当然であると思ふのでありまし
て、しかも新しくできたところの放送
協会が、非常に公益性の高いものであ
るといふことになれば、財産をこれに
移すといふことにいたしましたも、必
ずしも私有財産の沒收あるいはその他
の非難を受けるには当たらないと私も
は考へております。ここに新しく生れ
ましたところの日本放送協会の財産
は、これは国の財産ではございません

で、やはりこの法律で定められました
ところの新しい協会の財産でありま
す。従ひまして必ずしも財産を沒收し
て、国のものにしたいといふことはな
らないのであります。そういう意味合
いから私も、この法律によりまし
て日本放送協회를新しい協会に直すと
いふことにつきましては、その妥当性
を考へておる次第であります。

次に料金を決定するのはどうかと
いう御意見でございますが、これは先
ほどの御質問で御説明いたしましたよ
うに、私もこの料金は日本放送協
会と聴取者の契約ではございますが、
法律でもつてこれを強制しておるので
あります。自分がいやだからと言つ
て、契約を結ばないといふわけには行
かないのでありまして、最後に裁判所
で問題になつたときも、やはりこの條
文が生きて来ると思ふのであります。
そういう意味合いにおきまして、国民
を非常に縛つておる。しかもその料金
が高いとか安いとかいふことは、直接
国民に非常に影響するものであります
から、これを国会においてきめていた
だくといふことが、一番適當ではな
いかと考へておる次第であります。

なおもう一つ、国会の審議は不必要
ではないかといふ御意見がございまし
たが、これにつきましては先ほど御説
明申し上げましたように、このよう
なやり方をとることによつて、協会の監
督権が非常に複雑になるといふこと
は、私も十分これを認める次第で
ございます。しかしながらとく最近
は、官僚統制といふことが強くわれ
るのでございまして、このような半官
的な性格を持つた非常に公共的なもの
の強い放送協会の收支予算といふもの

を、ただ單に政府の行政措置だけでこ
れを左右することなしに、一応国会に
見ていただきまして、その妥当性があ
るかといふことを調べていただく
といふことは、むしろ民主的の趣旨
に合致しておるゆえんじやないかと
いふふうに考へるのでございまして、そ
ういふ意味合いでこの條文を作成した
次第であります。国会におきましてい
ろいろ御審議されます必要がないとい
ふことになれば、また別かと思ひます
が、私もこの案をつくりました者とい
たしましての考へ方は、以上の通りで
ございます。

○橋本(登)委員 時間の関係上、まだ
相当御質疑したいことがありますが、
ども、明日に延ばしまして、私の質問
は一応これで終ります。

○辻委員 江崎君。

○江崎(一)委員 きよりは大体放送法
案について質問を申し上げたいと思ひ
ます。まず一番初めに、中村委員の先
ほどの質問に関連いたしまして、お伺
いしたいと思ひます。先ほど網島政府
委員のお答に、福岡に百キロの放送
局をつくるということがあつたので、
このことについてお伺いしたいので
す。日本は細長い島國であるために、
非常に電波の利用効率が悪い。そうい
う地形です。従つて放送局は、比較的
低電力のものをたくさんつくること
が有利であると思ふのですが、今網島政
府委員の御説明によりますと、福岡に
百キロワットの放送局を設置する計画
があるといふお話ですが、以上の見地
から見ますと、これはまったく理解に
苦しむ点だと思ふ。どういふわけで百
キロの電力にするのか、その理由をち
よつとお伺いしたいと思ふ。むしろわ

れわれが考へますと、これは多少う
ち過ぎておるかもしれぬけれども、実
は朝鮮、中国よりのいわゆる國際放送
を、日本の国民の耳からおおうしま
う。マスクするために電力を増加する
のが、真の目的ではないかと考へる
のですが、その点いかがですか。

○網島政府委員 福岡の百キロワット
の問題は、先ほど申し上げましたよう
に、これは日本放送協会の五箇年計画
の一つでございまして、実質的にまだ
政府の認可を受けたものではないとい
ふことを御了承願ひたいと思ひます。
個々の百キロワットあるいは五十キロ
ワットといふものの設置が認可される
場合の方針といたしまして、あるいは
これはまた日本放送協会の置局計画の
方針とも合致すると思ふのですが、そ
れはいかにして日本の国内に電波を十
分普及させるかといふことが第一の命
題でありまして、それを遂行するため
にどうしたら最も経済的に行われるか
といふことが、第二の命題でございま
す。従ひまして百キロにするか、ある
いは十キロを二つも三つも置くかとい
うことは、これらの命題からいへば、
考へられた結果出た結論でございまし
て、ただいま御指摘になりましたよう
に、特別な政治的な意味をもつて計画
をやるということには現在を考へてお
りません。しかも百キロワットというよ
うな場合は、これは比較的水平野の多い
土地、たとえば関東地方であるとか、大
阪地方であるとか、北九州であるとか
いふような所、しかもそこに都市が密
集しておるような場所に、こゝに大
きな電力を使うことが、経済的に有利な
のでございまして、これに反しまして山
間、すなわち山と山の間といふような

所、都市が偏在しておるといふような場所におきましては、百キロでもつてやるといふことは、経済的あるいは工学的にナンセンスでありまして、やはりそういうところは小さな局をばつばつ置いて行くといふことになるのであります。従いまして現在の放送協会の計画は、これらの二つの行き方を加味して行われておるのであります。先ほど御指摘になつたようなことは、いわゆる政治的な意味の含まれておらないことを申し上げておきたいと思ひます。

○江崎(一)委員 日本放送協会の現在の資産は、時価に評価して一体どれくらいありますか。

○野村政府委員 お答えいたします。現在の放送協会の財産は、昭和二十三年度末の財産目録によりますと、五億五千九百万円であります。これを現在の価値で土地、建物、工作物、機械、器具、什器等を評価をしますといふことになれば、約二十六億六千万円くらいになる。これは二十三年度末の帳簿価格を最近の状況で評価がえをしての規定であります。現在の協会が出しておる財産目録、あるいは貸借対照表については、先ほど申し上げた通りであります。

○江崎(一)委員 この資産は会員の投資によるものか、それとも聴取料その他の利潤の蓄積によるものか、その点を伺いたい。

○野村政府委員 会の資金は、先ほど申し上げました六千人ばかりの会員が一口いくらか出してお金の總数が、現在百五十九万六千円ばかりあります。が、それ以外の収入はもっぱら聴取料によつたものであります。但し現在、

先ほど申し上げました二十六億というのは、資産ばかりではなく、それに見返りますところの負債があるわけでありまして、長期負債等がありまして、その長期負債を引くと、純財産が二十六億あるとか、あるいは五億五千万円あるといふことではありません。

○江崎(一)委員 経営委員会についてお伺いしたいのでありますが、経営委員会の委員は、どうしてもつと民主的な選出手段をとらなかつたかといふこと、その次には国会の承認を経るといふこと、総理大臣のお墨つきで選ぶといふことになりまして、特に現内閣ではワン・マン・パーティーの皇帝といわれる吉田総理の好ましからぬ独裁力が、ますます強化されることと思ひます。従つてこのような経営委員会は、自主性の乏しい、買弁性の濃厚な国際的支配階級の走狗となる公算が大であると思ひますが、その点どうであるか。

○尾形政府委員 ただいまのお話は、大分江崎さん御自身の御意見もあるようでありまして、小澤大臣は田邊元通相の葬式に参列して見えませんが、これは次会に譲つていただきたいと思ひます。

○江崎(一)委員 そうしますと、大体放送法案については、大臣の御答弁を願わなければならぬことばかりだと思ひますので、この点は次会に譲ります。

それでは電波監理委員会について質問をいたしたいと思います。電波監理委員会設置法は、内閣委員会と関係があると思ひます。そういう意味において、内閣委員会と連合審査をする機会をぜひつくつていただきたいと思ひます。

○辻委員長 内閣委員会におきましてもそういう御希望があるようでありまして、聞くところによると、本日その連合審査会開催の決議をなさるそうでありまして、その結果によりまして、こちらでもお諮りをしたいと思ひております。

○江崎(一)委員 本日はこの程度にしておきます。

○辻委員長 それでは本日はこの程度にとどめ、明日は午後一時から開会することにして散会いたします。

午後二時五十分散会

昭和二十五年二月十四日印刷

昭和二十五年二月十五日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷 庁